

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク (出典：令和元年度2月版小樽市地域防災計画)

(洪水)

小樽市は、山系がそのまま海上に突出した地形を示し、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めている。このため河川の延長は短く急流であり、流量も降水量に応じ短時間に著しく増減する。洪水については、星置川洪水ハザードマップ、新川洪水ハザードマップにおいて銭函2丁目、3丁目、4丁目、5丁目の洪水浸水のリスクを注意喚起している。

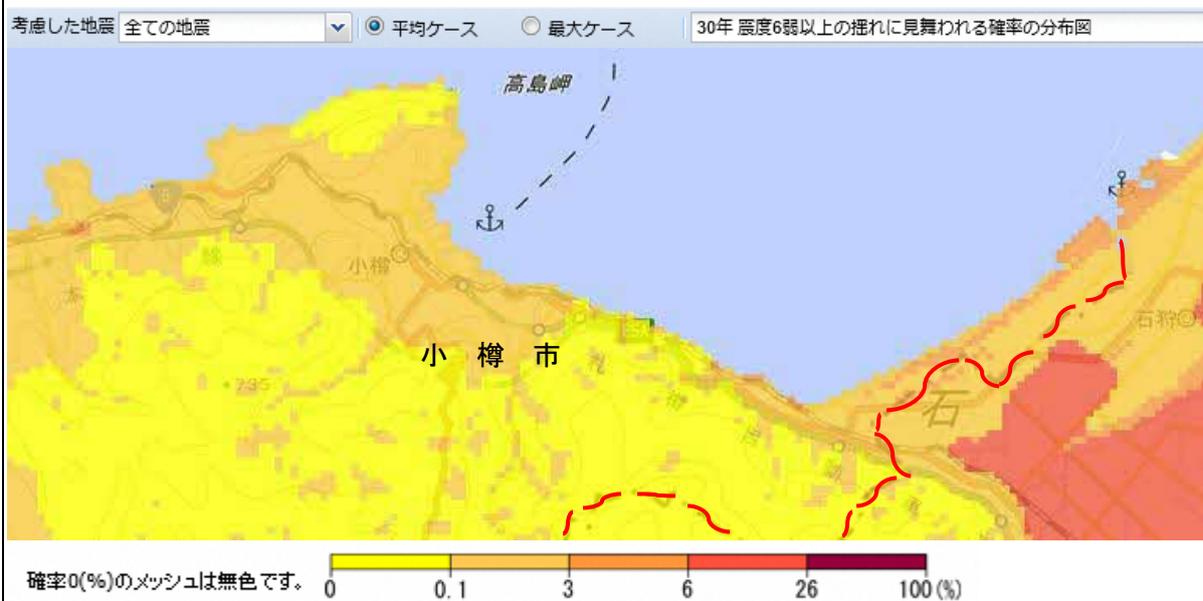
(土砂災害)

土砂災害については、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めていることなど市街地や住宅地の広範囲にわたり急傾斜地が存在し、土砂災害ハザードマップにて注意喚起している。

(地震)

地震については、道内の太平洋側の地域と比べ少ないが、日本海側でも天保5年(1834年)2月9日に石狩湾付近で発生した震度5の地震のほか昭和15年(1940年)8月2日の積丹半島沖地震や平成5年(1993年)7月12日に発生し、奥尻町などに大きな被害をもたらした「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」など津波を伴う地震も発生している。また、J-SHIS(地震ハザードステーション)では、すべての地震に対して今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、銭函4丁目、5丁目は6%未満の他、ほぼ全域において3%未満(図①参照)となっている。

<図①>



(出典：J-SHIS 地震ハザードステーション)

(その他)

暖候期の4月・5月は南西の風が強まり、フェーン現象を伴い空気が乾燥し火災のおこりやすい気象状態となる。7月下旬から8月中旬にかけては本格的な夏となり、夏日の平年値は36.1日、真夏日の平年値は5.0日、最高気温の極値は34.9℃となっている。8月頃から雨量が多くなり、台風や低気圧の影響で大雨による災害が過去に発生している。日降水量の最大値は161.0mmとなっており、平成16年の台風第18号上陸時には最大瞬間風速は44.2m/sを記録している。寒候期の気温は全道的にみると温暖で、最低気温の記録は-18.0℃にとどまっている。北海道南部に優勢な低気圧があり石狩湾に副低気圧が発生した場合には大雪になりやすい。積雪量は全道でも多い方で、最深積雪の記録は173cmである。

(感染症)

病原性の高い新型インフルエンザと同等の危険性のある新感染症が発生した場合、国民の大部分が免疫を獲得していないため、全国的かつ急速なまん延により、大きな健康被害と社会的影響を与える懸念がある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 5,938事業所(H26経済センサス調査)
- ・小規模事業者数 4,142事業所(H26経済センサス調査)

### 【内訳】

商工業者業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
卸・小売業	1,786	1,287	市内に広く分布している
製造業	461	351	市内に広く分布している
建設業	422	398	市内に広く分布している
運輸・通信業	242	189	市内に広く分布している
金融・保険業	99	87	市内に広く分布している
不動産・賃貸業	207	191	市内に広く分布している
宿泊・飲食業	938	707	市内に広く分布している
生活関連・娯楽業	555	507	市内に広く分布している
サービス業	1,212	413	市内に広く分布している
その他	16	12	
計	5,938	4,142	

## (3) これまでの取組

### 1) 市の取組

項目	年月	備考
防災会議	S38設置	毎年度開催
地域防災計画	S40年策定	

避難所開設訓練	R 1. 1 1. 2 開催	
「災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定」 (株)トヨタレンタリース新札幌	R 1. 1 1. 1 9	
星置川洪水ハザードマップ 新川洪水ハザードマップ	R 1. 1 2 作成	
「災害時における物資調達に関する協定」 合同容器(株)・Jパックス(株)	R 2. 8. 1 7	
総合防災訓練	R 2. 8. 2 8	参加機関 1 6 機関 訓練参加者 1 9 8 人
避難所運営マニュアル(別冊) 当面の感染症対策(暫定版)	R 2. 9 作成	
「災害時応急用段ボールの供給に関する協定」 (株)トーモク札幌工場	R 2. 1 0. 5	

※災害関係の協定については、物資供給や医療救護など60団体等と締結している。(令和2年10月末現在)

## 2) 会議所の取組

項 目	年 月	備 考
消防計画の改定	H 2 8. 1 2	
職員に対する防災・減災講習の実施	H 2 9. 4 ~	A E D、緩降機、消火器、消火栓他
防災備品の備蓄	H 2 9. 4 ~	スコープ、懐中電灯、ラジオ、水、非常食、簡易トイレ、毛布、救急用品等
損害保険への加入促進	H 3 1. 4 ~	業務災害補償他 2 4 7 件加入
会報9月号において特集記事「企業防災・事業継続(BCP)計画を職場で考えませんか？」	R 1. 9. 1	約1,600部 A4版4ページを掲載。
小冊子「BCP(事業継続計画)の策定と運用」を作成配布	R 1. 9 ~	配布79名
会議所BCP計画策定着手、施行	R 2. 8 ~ R 2. 1 2. 1	
BCP(事業継続計画)セミナー	R 2. 1 2. 4	参加者7名

## II 課題

- ・小規模事業者においては、リスク対策としての損害保険加入率も高くないことなどから、災害時の事業継続についての意識醸成が進んでいない。
- ・会議所と市との間において連絡方法などの情報共有体制が整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するためのノウハウをもった人員が不足している。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症への備えとして感染予防対策や社員がり患した際の対応などを明文化している事業者が少ない。

## III 目標

- ・市内小規模事業者4, 142者の内、50者のBCP計画策定を目標とするとともに、事業継続力強化計画策定についての支援も行う。
- ・市内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における被害情報の報告等を円滑に行うため、会議所と市との間における連絡・情報共有体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また市内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

項目	目的	実施事業	
事前対策の必要性の周知	市内小規模事業者に対し災害・感染症リスクを認識させる。	セミナー開催 会報での周知	年1回 年1回
事業継続支援体制の確立	会議所と市との間の発災時における連絡体制の整備や会議所内の役割分担、被害状況の確認、復興支援の手順等を整備する。	マニュアルの策定	3年度中に策定
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制を構築する。	市との協議会の開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員を育成する。	勉強会開催 巡回指導	年1回 延20件

## IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部地域経中小企業課へ報告する。

**V 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）**

**VI 事業継続力強化支援事業の内容**

- ・会議所と市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**< 1. 事前の対策 >**

- ・本計画と小樽市強靱化計画及び会議所BCP計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組みめるようにする。

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・会議所は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援策活用等）について説明する。
- ・会報やホームページ、メールマガジンのほか、市広報等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等の取組に対する支援を行うとともに、感染防止のための環境整備等に関する情報を提供し対策を促す。

**2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成**

- ・（別添参照）事業継続計画（令和2年12月1日施行）。

**3) 関係団体等との連携**

- ・会議所協力先である損保会社に専門家の派遣を依頼し、経営指導員等に対する勉強会の開催や会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認（50者）
- ・小樽市事業継続力強化支援協議会（構成員：会議所、市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 協力体制のためのマニュアルの整備

- ・会議所と市との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルを整備し、自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況（家屋被害や道路状況等）等を会議所と市で共有する。
- ・会議所で感染者が発生した場合には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法による北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、会議所による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・会議所と市との間で、被害状況や被害規模に応じた対応策の方針を決める。
- ・大規模災害の場合等、職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保した上で出勤する。
- ・職員全員が被災する等により対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・市内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等が発生、被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・市内1%未満の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、会議所と市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・感染症が発生した場合については、市で取りまとめた「小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### 3) 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援

- ・被災等の状況に応じて、事業活動に影響を受ける、又はそのおそれがある小規模事業者を対象とした相談窓口の設置を検討する。(会議所は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や道、市町村等の施策)について、市内小規模事業者等へ周知する。

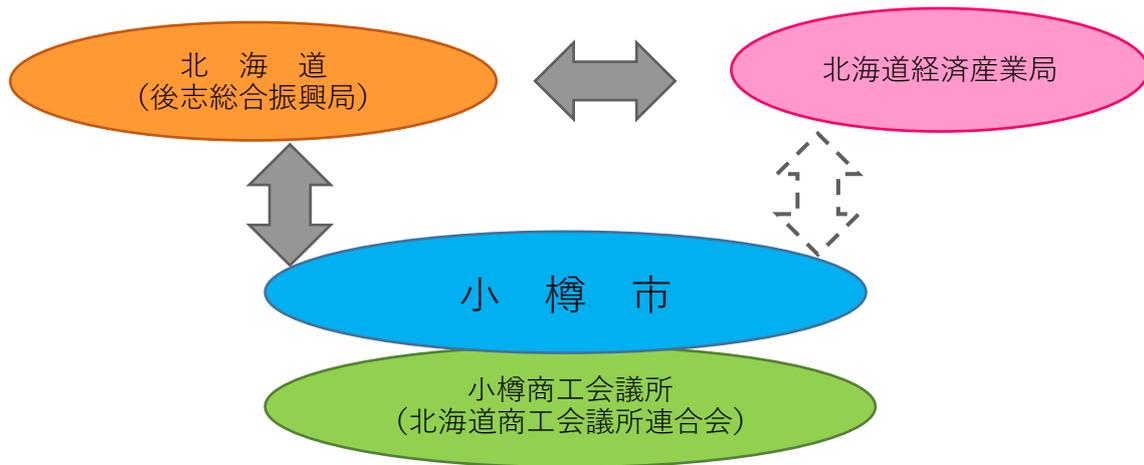
### 4) 市内小規模事業者に対する復興支援

- ・市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会議所連合会等に相談する。

### 5) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するための被災地域での活動について協議する。
- ・会議所と市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認する。
- ・会議所と市が共有した情報を北海道災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法

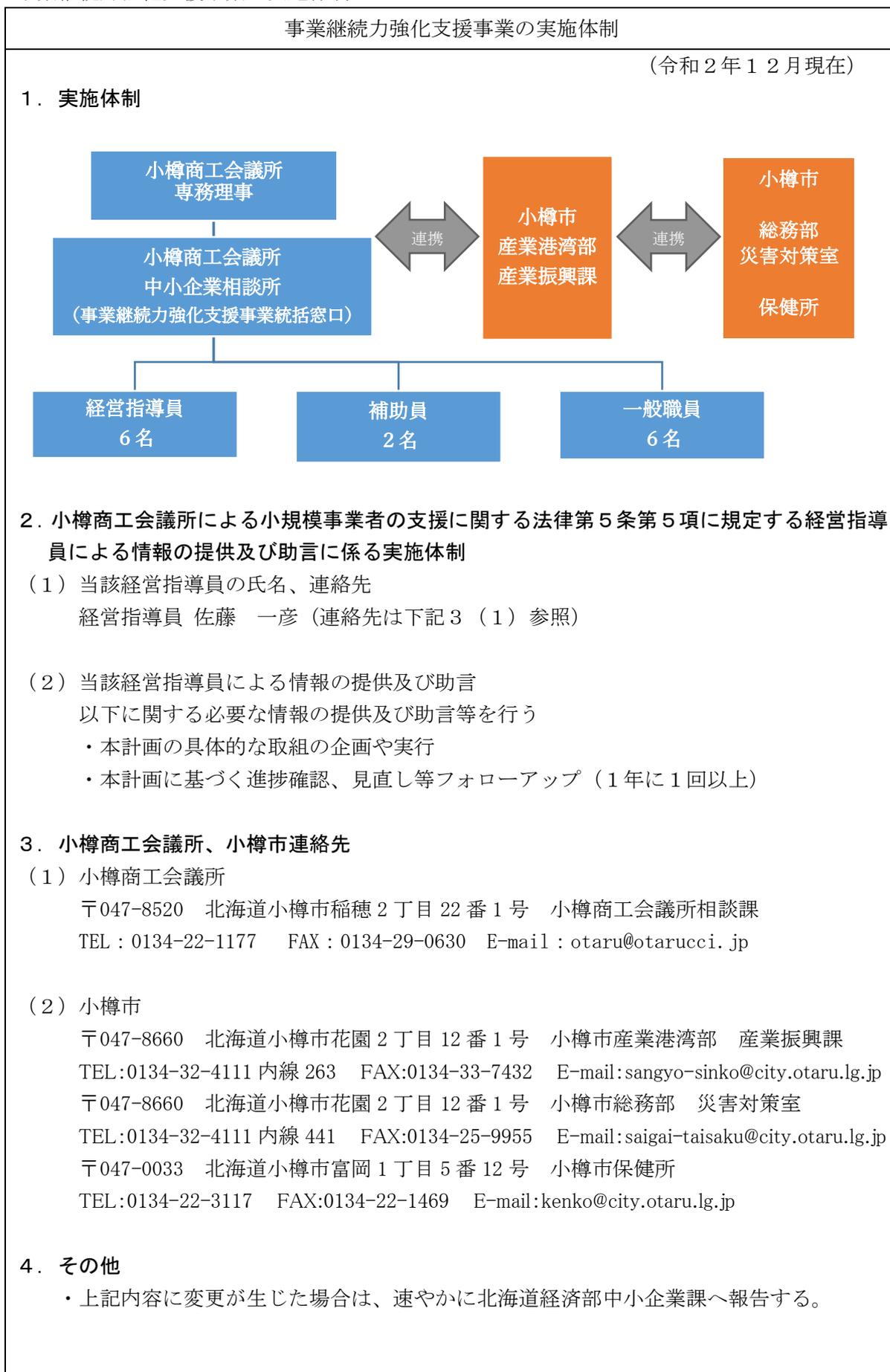


6) その他

- ・本計画は、小樽商工会議所及び小樽市のHP及び広報誌やリーフレット等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

項目	年度				
	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ作成費	100	100	100	100	100
通信費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、小樽市補助金、道補助金、国補助金、事業収入、事業委託費等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。